

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に基づく 都市ガス・電気料金の値引きについて

2025 年 12 月 10 日更新

島田ガス株式会社

1. 概要

島田ガス株式会社は、経済産業省資源エネルギー庁の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」(以下、「激変緩和対策」)に基づき、2026 年 1 月使用(2 月検針)分～3 月使用(4 月検針)分の都市ガス料金の値引きを実施します。

なお、**値引き適用にあたりお客さまによるお申し込み等の手続きはございません。**

＜都市ガス料金の計算方法＞

対象期間中は毎月値引き単価を反映した従量料金単価にて算定いたします。

ガス料金	＝	基本料金	＋	従量料金		
				<table><tr><td>従量料金単価</td><td rowspan="4">×</td><td rowspan="4">1ヵ月のご使用量</td></tr><tr><td>基準単位料金</td></tr><tr><td>± 原料費調整による調整額</td></tr><tr><td>－ 値引き単価</td></tr></table>	従量料金単価	×
従量料金単価	×	1ヵ月のご使用量				
基準単位料金						
± 原料費調整による調整額						
－ 値引き単価						

2. 対象期間

2026 年 1 月使用(2 月検針)分～3 月使用(4 月検針)分

3. 対象となるお客さま

【ガス】島田ガスの都市ガスをお使いのお客さま

※年間契約数量 1,000 万 m³ 以上のお客さまは対象外

4. 値引き単価(税込み)

【都市ガス】(税込み)

	2026 年 1 月分・2 月分	2026 年 3 月分
都市ガス	18 円/m ³	6 円/m ³

5. 値引き単価のご確認方法

値引き単価は、検針票（島田ガスからのお知らせ）、請求書、静岡ガス会員サイト「Web エネリア」上の Web 請求書等にてご確認いただけます。

なお、値引き額は「4. 値引単価」×「②ご使用量」にて計算できます。

※ご契約のプランによっては、値引き額が異なる場合がございますので、ご了承ください。

【検針票イメージ】

ガス料金等請求書兼領収証		ご使用量のお知らせ (検針票)		料金番号 (供給地点特定番号) 請求基本番号 ご契約種別 一般契約	
いつも弊社をご利用いただきありがとうございます。お客さまのご利用料金につきまして、下記のとおりご請求申し上げます。左の払込票にてコンビニエンスストア等よりお支払いください。		検針日 5月18日 ご使用期間 4月19日～5月18日 [30日]		請求金額 5,558円	
ご使用量を ご確認いただけます		ガスご使用量 18m		(内ガス料金分消費税等相当額 476円)	
請求金額 5,558円 (内ガス料金分消費税等相当額 476円)		今回指針 2041 前回指針 2023 ご使用量(m) 18		基本料金 838.20円 従量料金 4,402.26円 延滞利息 76円 リース料金等 242円	
支払期限 6月19日		当月適用単価(円/m) A 244.57 前年同月(m) [29日] 31		政府の支援による値引き額を 反映した金額を記載します	
本状により弊社の係員が料金を申し受けることはありません。取扱者印なきものは無効です。		ご使用量(m) A: 0 から 25まで B: 25をこえ159まで C: 159をこえるもの		翌月基本料金 翌月従量単価 838.20 236.63 1353.00 216.03 6528.50 183.48	
受取人 (領収証の作成者) 島田ガス株式会社 0547-36-3900		サンプル			
取扱者印		◇お客さまへお知らせ◇		参考】SHIZUGASでんきをご契約の方は、 れます。	
印紙税申告納 付につき島田 税務署承認済					
(お客さま控)		検針員			

6. 問い合わせ窓口

国による電気・ガス価格激変緩和対策事業の支援制度に関するお問い合わせは、以下の専用ダイヤルへお問い合わせください。

【経済産業省 資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局需要家向け窓口】

0120-013-305 : 全日 9:00～17:00(年末年始を除く)

* 詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト (<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>) をご覧ください。

ご使用量や料金の算定方法等がわからない場合や、ご契約いただいている料金プランの確認等については、島田ガスへご連絡(TEL:0547-36-3900)ください。